

令和6年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 裾野市役所402会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
		8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	荻田 弘明	5	杉山 邦利				
---	-------	---	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 西島敬光 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

8	高草 富一	9	西島 則夫
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (4) 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第27号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (7) 議第29号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議 長

只今から令和6年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
 本日の委員は12名中10名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、8番 高草富一委員、9番 西島則夫委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知
 について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第18号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第19号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第19号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長 　ただ今の報第20号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地は、4箇所あり、上城集会所から東に約200mの位置に1箇所、南に約100mの位置に2箇所、約200m南東の位置に1箇所あります。
申請地は11筆あり、全て調整区域内で、畑の10筆が白地農地で、田の1筆が青地農地です。

面積は11筆合計で2,718㎡です。

地目は公簿が山林・原野・雑種地・田・畑となっていますが、現況は田及び畑です。

渡人と受人は、親族関係にあります。

渡人は、申請地を平成24年に、相続により取得しましたが、取得後に御殿場市に出てしまい、耕作管理を受人に任せていました。

受人は、元々、夫婦で申請地を耕作していましたが、夫が亡くなり、相続を機に、全ての農地が渡人に相続されました。

今回、渡人は今後も戻る予定がなく、耕作管理も受人が引き続き行っていくことになるため、贈与することで話がまとまり、申請に至りました。

受人は、必要な農機具はすでに所有しており、申請地において農業経験もあります。

申請地取得後の経営農地は2,718㎡です。通作にかかる時間は、徒歩1分～5分です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。

耕作計画によると、自家消費用の茶、露地野菜、果樹を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特に無いかと思います。ご審議のほどお願いします。

議長 ただ今の議第26号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、東保育園の約500m南東側に位置しています。

申請地は市街化調整区域内の白地農地です。面積は528㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。

渡人と受人は、親族です。

渡人は、平成23年に相続により申請地を取得しましたが、市外に居住しており申請地の管理が難しい状況です。

受人は、三島市に居住しており、三島市で約1ヘクタールの農地を所有し、水稻や甘藷等の露地野菜を栽培しています。また、裾野市内でも申請地に接する農地を所有しており、申請地と一体利用しながらイチジクを栽培しています。

このたび、受人が申請地を取得し、引き続き営農していくことで話がまとまったため、今回の申請に至りました。

農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。

申請地取得後の経営農地は三島市で約1ヘクタール、裾野市で1,314㎡です。通作にかかる時間は、車で10分ほどです。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。

耕作計画によりますと、引き続き果樹を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第26号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号2について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願い
します。

地区担当委員 申請地は、御宿新田コミュニティセンターの約300m北西側に位置しています。
申請地は市街化調整区域内の白地農地です。
面積は3筆合計470.56㎡で、現況は畑です。
渡人は、昭和58年に相続により申請地のうち2筆を取得し、別の方が相続で取得
した1筆を令和4年に売買により取得しましたが、申請地以外にも農地を所有してお
り、耕作管理に手が回らない状況でした。そのため、以前から好意により申請地の一
部を受人の耕作地として使用を認めていました。
受人は、申請地のすぐ北側に居住しており、以前から申請地において露地野菜を栽
培していました。
このたび、受人が申請地を取得し、引き続き耕作していくことで話がまとまったた
め、今回の申請に至りました。
申請地取得後の経営農地は510.56㎡です。通作にかかる時間は、徒歩すぐで
す。
従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思います。
耕作計画によりますと、引き続き露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への悪影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第26号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 写真を見たところ、手前の部分が砂利になっていますが、境界はどうなっていま
すか。

事務局 案内図を見ていただくと①の矢印と③の矢印の間に隙間がありますが、ここに別
の方が所有の一筆があります。一体的に使われている様な見え方ですが、当事者間での
境界の認識はあるようです。

議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第26号 番号3について、

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第27号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第27号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡中学校の約400メートル南東側に位置します。

申請地の現況は、田として水稻の栽培が行われています。

面積は、296.00㎡です。

申請者は、申請地近くでアパート経営をしていますが、その居住者用駐車場が不足しています。

申請地において、必要台数7台分の駐車場として整備する計画を立て、申請に至ったものです。

農地区分は第2種農地に区分され代替性の検討が必要ですが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ありません。

建築物等に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であること、駐車場の借用予定者も添付されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は、道路をはさんで申請者の農地、東側は田、西側は水路をはさんで宅地、南側は申請者の田に接しています。

敷地内は碎石敷とし、雨水は自然浸透で処理します。なお、南側の田については、分家住宅敷地とする5条の申請がされています。

以上のことから周辺農地への影響は少ないかと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第27号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第28号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 6 番 杉山利博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は富沢区公民館の約 5 0 0 m 北西側に位置します。
現況は休耕地になっています。
借人は、東名高速道路のリニューアル工事を請け負っており、富沢第一橋のリニューアル工事に際して工事関係車両の駐車場を探していました。
申請地は、現場近くに位置しており、唯一のアクセス道に隣接している適地であることから、賃貸人に相談し承諾を得られたため、一時転用の申請をするものです。
一時転用期間は、5 年間であり、使用後は農地へ復元するものです。
農地区分は、第 2 種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、一時転用面積も適正です。
本件は、5 年間の一時転用であり、農地復元計画等により、許可期間終了後には農地への復元が確約されており、一般基準を満たしていると考えられます。
西側、南側は農地、東側は雑種地、北側は道路に接しています。
申請地内は、表土保護のため、土木シートを敷いた上に、碎石を敷き均します。
雨水は用悪水路へ放流するよう、勾配を調整して整地するほか、近隣に影響が出ないよう必要に応じて土嚢を設置して排水を水路へ誘導するように対応する計画です。
南側の農地は申請地より低い位置にありますが、碎石が流出しないよう、土砂流出防止の柵が設置されます。
申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することの確約がされていることから、申請地も含め周辺農地への影響は少ないと思われます。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今の議第 2 8 号 番号 1 について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第 2 8 号 番号 1 について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の裁定について 番号 2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、福祉保健会館の約 4 0 0 m 西に位置します。
現況は田となっています。
借人は、貸人の娘夫婦であり、市内の賃貸アパートで暮らしています。

結婚を機に、住宅の建築を計画し、貸人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。

申請地は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準に問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の東側は農地、南側は道路、北側と西側は前案件であった駐車場への4条許可申請地に面しています。

東側農地との境には既存の土留め擁壁、北側、西側の駐車場申請地との境には見切りブロック擁壁が設置されます。

雨水と汚水は合併処理浄化槽を経由して南側の道路側溝に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今の議第28号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第28号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第29号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第29号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 3番 勝又直美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、今里児童公園の約100m西側に1カ所と、約250m西側の県道沿いに1カ所の2カ所です。

利用権設定地は、県道沿いの6筆が青地農地で、他2筆が白地農地です。

面積は8筆合計6,817㎡で、現況は芝畑です。

利用権設定地は、平成27年から利用権設定により、借人が芝を栽培していた場所です。

利用権設定の期間満了をむかえ、引き続き借人が利用権設定することで話がまとまったため、計画の提出に至ったものです。

借人は葛山の芝生産農家であり、農地は適切に管理されており、経験・技術も問題ありません。

利用権設定後の経営農地は45,762㎡です。

貸付期間は10年間で、使用貸借によるものです。

耕作計画によりますと、引き続き芝を栽培する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長	ただ今の議第29号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
高草富一委員	貸付期間が10年となっていますが、長すぎませんか。
事務局	農地中間管理機構を仲介する場合、基本は10年となっています。 ただ、おっしゃるとおり長いため、当初設定で3年とか5年とか短い期間設定する ような方もいらっしゃいます。 今回の案件は最初の設定が10年だったため、同じように10年での設定となりました。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第29号 番号1について、 本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 ではこれをもって令和6年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和7年3月10日（会議録署名人）

8番署名人 高草富一

9番署名人 西岡則夫